

紙推進協ニュース 2024年6月28日 No.119

紙製容器包装リサイクル推進協議会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-21 新虎ノ門実業会館8階

TEL : 03-3501-6191 ホームページ : <http://www.kami-suisinkyo.org/>

FAX : 03-3501-0203 Eメール : p@kami-suisinkyo.org

本紙推進協ニュース No.119では、(1)「2024年度当推進協議会定時総会」(6/3開催) (2) 容リ制度見直しの関連動向 (3) 指定法人委員会情報 ①「精算金額及び精算率」②「紙容器事業部2023年度業務報告」(4) 複合品(複合紙製容器包装) リサイクル推進WG設置及び特別会費募集をお届け致します。

◇ 2024年度定時総会開催

6月3日(月) 15時30分から、KKRホテル東京において、当推進協議会2024年度定時総会が開催されました。新型コロナウイルス感染症も5類扱いとなつて1年が経過し、総会の懇親会も2年連続で開催させていただくことといたしました。また個別活動報告もパワーポイントを使用して、発表しました。野口会長のご挨拶の後、審議に入りました。



<会長挨拶>

本日は、皆様、ご多忙中にもかかわらず、定時総会に多数ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より当推進協議会の活動に対しご理解とご協力を賜り、あらためて御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による混乱も落ち着きを取り戻しつつある中、未だ国際情勢の緊迫化は続き、円安等の影響によるエネルギー価格や原材料価格の高騰により、日本経済をめぐる不確実性は高まったままの状況にあります。

このような中で、「プラスチック資源循環促進法」の施行に伴い、昨年4月より日本容器包装リサイクル協会を通じて容リプラ・製品プラの再商品化が始まり、プラからの「紙化」もより注目されるようになるなど当推進協議会の役割もより大きくなるかと思えます。

皆様におかれましては、今後の活動に向け、引き続きご協力ご支援を切にお願い申し上げます。

<総会成立の確認及び議事録署名人の選出>

川村専務理事より、出席34会員、委任状提出22会員で全会員56会員となり規約第17条の過半数に達し、総会が成立していることを報告しました。規約第15条により、野口会長が議長に就任、議長挨拶の後、議事録署名人に全日本菓子協会の鶴見専務理事及び(一社)日本印刷産業連合会の倉持専務理事を選出しました。

I 議題及び審議結果

総会では、以下議案について審議され、議案は全て承認されて今総会の議事は終了しました。

第1号議案 2023年度活動報告ならびに収支決算報告

第2号議案 役員改選

第3号議案 2024年度活動計画ならびに収支予算案

II 各議案内容及び審議状況

『第1号議案 2023年度活動報告ならびに収支決算報告』

議長から専務理事へ報告するように指示があり、専務理事が以下の2023年度活動報告ならびに収支決算報告を行いました。

2023年度 活動報告

(1) 紙製容器包装のリサイクル状況

指定法人の事業実績(2023年度市町村からの引取実績量、再商品化販売量)、環境省容リ法に基づく分別収集・再商品化の実績(2022年度実績)、当推進協議会調査推計結果(2022年度実績回収量・回収率)を報告しました。

(2) 自主行動計画2025フォローアップ報告(2022年度実績)

3R推進団体連絡会として経団連とともに記者発表しました。

- ① リデュースの推進: 16.2%削減(包装用紙・紙器用板紙の国内出荷量)
- ② リサイクルの推進: 回収率22.9%

(3) 容器包装リサイクル制度見直しに向けた取り組み及び関連動向

<容リ法改正対策委員会>

- ① 産業構造審議会 産業技術環境分科会 資源循環経済小委員会の設置
- ② 容リ協を活用する製品プラ等に関する再商品化業務開始
- ③ CLOMA(クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス)の取り組み
- ④ 名古屋市が「紙単体紙製容器包装」を容リルートでの回収から離脱

(4) 紙製容器包装の会議・調査活動

- ① 新型コロナウイルス感染症禍からの平常化
- ② 「容リ法改正対策・総務・技術委員会活動報告書」発行

<技術委員会>

- ③ 市町村のヒアリング調査及び組成分析調査
- ④ 紙製容器包装のマテリアルフロー(2022年度)の作成

<総務委員会>

- ⑤ 市町村回収量アンケート調査

(5) 3R推進のための広報・啓発

<総務委員会>

- ① 「3R改善事例集第17版」の発行
- ② 「エコプロ2023」出展(12月6日-8日:東京ビックサイト)

(6) 3R推進団体連絡会における取り組み(自主行動計画と主体間連携の推進)

- ① 自主行動計画フォローアップ報告(12月15日:経団連会館)
- ② 主体間連携の推進
 - ・「容器包装3R推進フォーラム」(港区:2月2日)
 - ・意見交換会「容器包装3R交流セミナー」(札幌、松江、宇都宮市)開催
 - ・3R市民リーダー育成プログラム
 - ・展示会への出展

(7) 会員への情報提供

- ① 紙推進協ニュース(No.115~118)の発行やメールの発信
- ② 「3R改善事例集第17版」を全会員に送付
- ③ ホームページの充実

(8) 2023年度収支決算報告

収支決算報告後、2024年5月10日に江崎グリコ(株)の島田監事と森永乳業(株)の佐々木監事が行った監査結果について、両監事を代表し島田監事より会計処理が適正であるとの監査報告をしていただきました。

第1号議案について議長が質問、意見を求めたところ満場異議なく了承されました。

『第2号議案 役員改選』

議長から専務理事へ説明するように指示があり、役員改選について説明を行いました。

当推進協議会の役員の任期は2年で、本年度は役員改選の年でございます。5月15日に開催しました理事会で、役員改選後の体制について話し合わせ、「第2号議案」の通りの役員候補といたしました。

新会長候補には、引き続き TOPPAN(株)の野口専務執行役員に、新副会長につきましても、森永製菓(株)の国近上席執行役員生産本部調達部長、日本製菓団体連合会の山田統括調整役及び日本製紙連合会の原田専務理事が引き続き候補となっています。

専務理事、理事、監事につきましても役員候補名簿のとおりです。

新理事候補においては、(一社)日本印刷産業連合会の倉持専務理事が飯島専務理事に、日本石鹼洗剤工業会の西條専務理事が高岡専務理事に交代となっています。

第2号議案について議長が質問、意見を求めたところ満場異議なく了承されました。

<野口新会長挨拶>

新会長に再任となりました野口でございます。

2024年度も会員の皆様一人一人のご協力をいただき、当推進協議会の活動が有意義なものとなりますよう、新役員一同、力を合わせて取り組んでまいり所存でございます。よろしく願いいたします。

『第3号議案 2024年度活動計画ならびに収支予算案』

議長から専務理事へ報告するように指示があり、専務理事が以下の2024年度活動計画ならびに収支予算案について報告しました。

2024年度 活動計画

(1) 企画・運営

<運営幹事会>

当推進協議会の活動全体の企画・運営体制の強化を図ります。

(2) 容器包装リサイクル制度の見直しに向けた取り組み

<容り法改正対策委員会>

① 自主行動計画2025のフォローアップ報告(2023年度実績)

自主行動計画2025(2021~2025年度)3年度目(2023年度)のフォローアップ報告を経団連とともに12月に記者発表します。

② 紙製容器包装の「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」改訂

前回の合同審議会で、当推進協議会による紙製容器包装の「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」として、紙製容器包装の紙単体と複合品の区別表示を設定することを提言し、「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」における分別排出の考えられる施策の例として、「紙製容器包装の回収量の拡大の観点からの識別表示の検討を引き続き行うべきである」と課題として取り上げられていること及び下記の複合品(複合紙製容器包装)リサイクル推進WGの設置を勧案し、第1回理事会(5月15日)で改訂しました。

③ 複合品（複合紙製容器包装）リサイクル推進WG設置

容器包装リサイクル制度の見直しに向け「提言3」で複合品（複合紙製容器包装）の収集・リサイクルの推進を提言していること、「プラスチック資源循環促進法」の施行にともない「基本的な方針」の告示で、「再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替え」と「紙」について明確に位置付けていただきましたが、プラからの「紙化」を進めるにあたり「複合品」についてもリサイクルすることが求められているため、複合品（複合紙製容器包装）リサイクル推進WGの設置を第1回理事会（5月15日）で承認、複合品のリサイクルの推進をしてまいります。

④ CLOMAの取り組み

CLOMA（クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス）の取り組みで紙に直接係わる部分であるKey action 4&5の代替素材の開発・利用（紙・バイオプラ等）において、法規制・基準分科会ではリサイクルの観点から「紙製容器包装の識別表示の区分」の在り方について検討、再資源化分科会では「未利用の紙系廃棄物、複合素材廃棄物のリサイクルについて」検討を進めてまいります。

(3) 紙製容器包装の調査活動

① 「容り法改正対策・総務・技術委員会活動報告書」の分析

容り制度見直しに備え、2023年度に発行した「容り法改正対策・総務・技術委員会活動報告書」（2012～2023年度）のデータを整理し分析を進めてまいります。

<技術委員会>

② 市町村のヒアリング調査及び組成分析調査

③ 紙製容器包装のマテリアルフロー（2023年度）の作成

<総務委員会>

④ 市町村回収量アンケート調査（人口10万人程度以上295市区対象）

(4) 3R推進のための広報・啓発

<総務委員会>

① 「3R改善事例集第18版」の発行

② 展示会への出展

③ 会員への情報提供

- ・「紙推進協ニュース」の発行やメールの発信
- ・「3R改善事例集第18版」を全会員に送付
- ・ホームページの充実

(5) 3R推進団体連絡会における取り組み（自主行動計画と主体間連携の推進）

第4次自主行動計画である自主行動計画2025（2021～2025年度）3年度目（2023年度）の成果を12月に経団連とともにフォローアップ報告として記者発表、3R推進団体連絡会としてまとまって取り組みます。

主体間の連携を推進するために、①3R推進フォーラム ②3R交流セミナー ③3R市民リーダー育成（主幹事）④「エコプロ2024」（副幹事）に出展等を実施します。

また、指定法人が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討する課題については、指定法人ルートの4団体を中心に有力団体と連携しつつ取り組みを進めてまいります。

(6) 2024年度予算案説明

専務理事より2024年度予算案について、特に複合品（複合紙製容器包装）リサイクル推進WGの特別会費及び取り組みに関する予算案の内容を説明しました。

この後、2024年度特別会費の申込について、複合品（複合紙製容器包装）リサイクル推進WG設置の内容とともに説明しました。

第3号議案について議長が質問、意見を求めたところ満場異議なく了承されました。

議長は、以上をもって議案の審議はすべて終了した旨を告げました。

2023年度の個別活動報告については、パワーポイント資料を基にプロジェクターを使用して、「紙製容器包装の容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」の改訂、「容り法改正対策委員会活動報告」、「総務委員会活動報告」、「技術委員会活動報告」について、専務理事ならびに國弘委員長より報告しました。

○ 総会後の懇親会

野口会長から昨年に引き続き開催する懇親会への出席と、日頃のご協力に対する謝辞及び取り組みが述べられた後、以下の来賓の方々からご挨拶をいただきました。

- ・経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課 統括課長補佐 吉川 泰弘様
- ・経済産業省 製造産業局 素材産業課 課長補佐 西川 康文様
- ・農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室 課長補佐

川端 匡様

・環境省 環境再生・資源循環局 総務課 容器包装・プラスチック資源循環室 室長 井上 雄祐様
乾杯を山田副会長にいただき、懇親会をスタートしました。

原田副会長による中締めにより散会しました。

◇ 容り制度見直しの関連動向

指定法人が京都市及び堺市について

[令和6年度分プラスチックの分別基準適合物／分別収集物の引き取り拒否]

指定法人である（公財）日本容器包装リサイクル協会（以下容り協）は、今年1月、京都市及び堺市についてプラスチックの分別基準適合物/分別収集物の品質改善等が図られないため、令和6年度分の引き取り拒否を決定し、不適正行為等に関する情報開示内規に従って公表しました。

両市が中間処理を委託している事業者(保管施設)から引き渡されたベールには、未選別ベールが多数混入し、係るベール中に含まれていた金属棒等が再商品化事業者の破砕機を損傷したほか、未破袋の他市町村の指定ごみ袋が混入するなど容り協が定める引き取り品質ガイドラインを著しく下回る実態と深刻な被害状況が確認されました。さらに、ベールの引取り運搬事業者を正当な理由なく長時間待機（最長13時間）させる事態も度々発生しました。容り協は再三にわたり改善を指導、要請し、時間をかけて経過を注視してきたが、改善の見込みがないと判断されたため、国とも十分協議し、その判断もふまえた上で決定したものであるとのことです。

上記詳細な報告内容は、当推進協議会が容り協の総務企画委員会において、重要な判断事項については、明瞭に報告すべきであるとの意見表明により第1回定時理事会に向けて修正、報告されたものである。

資料1 容り協 第1回定時理事会

普及啓発・リスク管理に係る令和5年度報告(令和6年度落札結果含む)等について

(7) 適切な情報開示によるガバナンスの確保②より

◇ 精算金額及び精算率 (公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 (指定法人) 資料)

2024年6月5日開催の総務企画委員会にて精算金額及び精算率の発表が行われました。

【令和5年度特定事業者再商品化実施委託料金総額及び清算金額】 (実施委託料) 単位：円

特定分別基準適合物	令和5年度特定事業者 再商品化予定実施委託料金 (精算前) (A)	再商品化実施委託料金の 精算金額 (B)	ご参考 精算率(%) (B/A)
紙製容器包装	552, 127, 703 (547, 969, 574)	175, 798, 597 (202, 315, 852)	31.8 (36.9)
ガラスびん無色	906, 494, 320 (876, 625, 413)	52, 017, 885 (84, 265, 776)	5.7 (9.6)
ガラスびん茶色	964, 595, 060 (812, 256, 897)	61, 269, 921 (-67, 698, 982)	6.4 (-8.3)
ガラスびんその他の色	2, 702, 102, 360 (2, 433, 660, 415)	602, 433, 257 (279, 326, 231)	22.3 (11.5)
PETボトル	3, 378, 642, 239 (1, 066, 969, 406)	298, 638, 289 (3, 006, 442, 578)	8.8 (281.8)
プラスチック製容器包装	53, 436, 327, 921 (46, 132, 031, 646)	10, 718, 310, 465 (4, 894, 094, 406)	20.1 (10.6)

*精算率は小数点以下第2位を四捨五入しています。

(注) 下段 () 内は令和4年度(2022年度)

【令和4年度特定事業者再商品化拠出委託料金総額及び清算金額】 (拠出委託料) 単位：円

特定分別基準適合物	令和4年度特定事業者 再商品化予定拠出委託料金 (精算前) (A)	再商品化実施委託料金の 精算金額 (B)	ご参考 精算率(%) (B/A)
紙製容器包装	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
ガラスびん無色	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
ガラスびん茶色	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
ガラスびんその他の色	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
PETボトル	85, 534, 929 (0)	15, 217, 748 (0)	17.8 (0.0)
プラスチック製容器包装	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)

*精算率は小数点以下第2位を四捨五入しています。

(注) 下段 () 内は令和3年度(2021年度)

尚、“清算金額の計算方法”、指定法人の“業務報告”、については、添付の資料2～4を参照ください。

資料2 再商品化実施委託料金清算金額計算方法 資料3 再商品化拠出委託料金清算金額計算方法

資料4 紙容器事業部 令和5年度(2023年度)業務報告・令和6年度(2024年度)活動計画

普及啓発・リスク管理に係る令和5年度報告（令和6年度落札結果含む）等について

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和6年6月10日

1. 令和6年度再商品化事業落札結果について

令和6年3月末をもって落札結果が確定し、4月8日に当協会ホームページに結果を掲載した。

※PETボトルについては、令和6年度上期分の落札結果を令和5年度上期分と比較している。

※落札単価はすべて消費税抜き。各表の合計値は四捨五入のため、100とならない場合がある。

(1) 各素材・手法別の加重平均落札単価及び落札数量

素材/手法		加重平均落札単価 (円/トン)			落札数量 (トン)			
		令和6年度	令和5年度	前年度増減	令和6年度	令和5年度	前年度増減	構成比 (%)
ガラスびん	無色	8,824	7,810	1,014	100,054	99,091	963	29.8%
	茶色	10,029	8,881	1,148	102,280	101,685	595	30.4%
	その他の色	16,681	16,140	541	133,821	139,670	-5,849	39.8%
	合計	12,318	11,548	770	336,155	340,446	-4,291	100.0%
PETボトル (上期)		-49,526	-60,376	10,850	102,108	112,426	-10,318	-
紙製容器包装		-3,368	-2,485	-883	14,069	14,508	-439	-
プラスチック製 容器包装	材料リサイクル	63,131	63,998	-867	427,783	390,323	37,460	64.2%
	高炉還元剤化	46,106	43,237	2,869	15,906	18,008	-2,102	2.4%
	コークス炉化学原料化	59,069	56,183	2,886	166,237	222,401	-56,164	24.9%
	ガス化	53,529	51,840	1,689	56,362	57,758	-1,396	8.5%
	白色トレイ	61,057	62,438	-1,381	323	364	-41	-
	合計	60,899	59,911	988	666,611	688,854	-22,243	100.0%

・落札単価は、有償落札分と逆有償落札分の総合計の金額を落札量で除した加重平均値。

・指定法人から再生処理事業者へ費用を支払ってリサイクルするものを「逆有償」、逆にPETボトル等で再生処理事業者が指定法人に費用を支払うものを「有償」と表している。

・プラスチック製容器包装は、プラスチック製容器包装及び分別収集物の中の容リプラである。再商品化計画の認定（プラスチック資源循環促進法第33条）の中の容リプラは含まれない。

・プラスチック資源循環促進法第32条による分別収集物は1（3）として後掲。

(2) PETボトル・紙製容器包装の有償および逆有償落札状況

素材		落札単価 (円/トン)			落札数量 (トン)			
		令和6年度	令和5年度	前年度増減	令和6年度	令和5年度	前年度増減	構成比 (%)
PETボトル (上期)	有償分	-54,151	-63,047	8,896	97,306	110,559	-13,253	95.3%
	逆有償分	44,194	97,797	-53,603	4,802	1,867	2,935	4.7%
	合計	-49,526	-60,376	10,850	102,108	112,426	-10,318	100.0%
紙製容器包装	有償分	-10,295	-9,797	-498	9,910	10,029	-119	70.4%
	逆有償分	13,136	13,886	-750	4,159	4,479	-320	29.6%
	合計	-3,368	-2,485	-883	14,069	14,508	-439	100.0%

(3) 分別収集物の落札単価及び落札量（プラスチック資源循環促進法第32条関係）

	落札単価（円/トン）			落札数量（トン）			
	令和6年度	令和5年度	前年度増減	令和6年度	令和5年度	前年度増減	構成比（%）
容リプラ	59,774	59,856	-82	99,192	32,536	66,656	86.0%
材料リサイクル	63,013	64,454	-1,441	40,431	18,926	21,505	—
ケミカルリサイクル	57,545	53,463	4,082	58,761	13,610	45,151	—
製品プラ	60,187	63,005	-2,818	16,203	6,732	9,471	14.0%
材料リサイクル	62,900	63,405	-505	5,975	4,604	1,371	—
ケミカルリサイクル	58,603	62,138	-3,535	10,228	2,128	8,100	—
総合	59,832	60,396	-564	115,395	39,268	76,127	100.0%
材料リサイクル	62,999	64,248	-1,249	46,406	23,530	22,876	40.2%
ケミカルリサイクル	57,702	54,636	3,066	68,989	15,738	53,251	59.8%

2. 容器包装リサイクルに係る主な普及啓発活動

(1) 協会ホームページ、機関誌等を通じた分かりやすい情報発信

当協会の活動は、SDGs（持続可能な開発目標）の一つに掲げられる循環型社会の構築にも寄与するものである。各関係主体の一層の理解と協力を得るとともに、リサイクルの起点となる一般消費者の理解を得られるように、ホームページ、会報誌、SNS等の多様な伝達手段を通じて効果的かつ合理的に情報を発信することに取り組んだ。

- ① プラスチック資源循環促進法（プラ新法）に基づく再商品化開始に伴い、同法に関する専用コンテンツの作成、外部情報とのリンクなど、ホームページの改修を進めて対応した。
- ② ホームページについては、令和6年度に予定する全面リニューアルに向け現行ページの整理を進めるとともに、新たにチャットボットを搭載し、訪問者の問い合わせに24時間対応できる体制とした。令和5年度のアクセス数は年間約63万件（前年度比約6万件増）、ページビューの数も年間約207万件（前年度比約20万件増）といずれも11%の増加となった。
- ③ 「容リ協ニュース」（年3回・各8千部発行）については、消費者をターゲットとし、容リ法・プラ新法等の関連情報に加え、SDGs関連の取組みや関連団体の3R活動等の最新情報などその関心に即した多様な情報を発信することで、容リ制度への理解向上と分別行動の促進を図った。
- ④ 協会事業の報告となる「年次レポート2023」（1万部発行）では、年度毎の事業実績とその効果などを取りまとめ、当協会の役割や事業内容、活動実績を分かりやすく紹介することで、関係主体への報告に加え、消費者に対して当協会の活動への理解、意識の醸成を図った。
- ⑤ 日本商工会議所発行の機関紙に解説記事を昨年度に引き続き掲載した（9回連載）ほか、寄稿、講演の要請にも積極的に対応し、容リ法・容リ制度への理解向上を図った。

(2) メディアやイベントを活用した広報活動の展開

マスメディア（新聞・テレビ・雑誌等）からの取材要請には積極的に対応し、容リ法に基づく諸施策や昨今の課題、当協会が担う容器包装の再商品化業務の内容等について、広く社会一般の認知度向上に努めた。

イベントとしては容器包装リサイクル推進関係団体と連携し、環境に関する展示会「エコプロ2023」に出展した。イベントでの対象を一般消費者、特に次世代を担う子供向けと定め、内容もそれに合わせて一新し、容器包装リサイクルへの参加意識向上を目指した。家庭から排出される容器包装ごみの量など消費者の平素の疑問に答える内容は好評だったので、他の子供向けイベントでも継続した。

3. 令和5年度リスク管理

(1) 容リ事業における主要なリスク要因と危機管理重点項目への反映、対応

- ① 容リ事業の安定的継続にとっての主要なリスク要因としては、再商品化事業者関係ではプラスチックの登録事業者数、再商品化能力の減少、特定事業者関係ではただ乗り事業者の存在、市町村・再商品化事業者関係ではリチウムイオン二次電池等の混入による発煙・発火事故などを想定している。
ほとんどが協会単独での対応は難しい案件であり、主務省庁と連携して対応している。

プラスチック登録再商品化事業者数－平成15年度をピークに減少傾向が続く

	平成 12年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録事業者数	101	50	47	46	47	42

特定事業者数推移－令和元年度をピークに減少が続く

	平成 12年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
申込者数	59,449	81,555	80,422	80,253	80,120	79,430

プラスチック再商品化事業者での発煙・発火事故件数
－令和元年度に急増しピークに。以後高止まり。

	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
申込者数	130	301	285	283	285	251

- ② 当協会は「危機管理規程」に基づき、日常の危機管理体制の維持に努めており、市町村、再商品化事業者、特定事業者、協会自身の4つのカテゴリーで年度の危機管理重点項目を洗い出し、四半期ごとに危機管理委員会が対応の進捗状況をチェックしている。上記①は其中でも「影響度大」に分類され、同委員会により状況の推移や対応への取組みを重点的にモニタリングしている。
当年度も同委員会により、取組みは計画通りなされていることを確認した。

(2) 再商品化事業者への措置等の発行状況

再商品化事業者に対しては法令や規程、契約等への違反があった場合、適宜、措置の適用、業務改善指示書・前置指導としての指導票の発行を行っている。令和5年度も以下の通り適切に指導等を行った。

- ① 措置：7件（ガラス1、PET4、プラ2；廃業による辞退、落札量一部辞退、支払遅延、製造・販売期限徒過：昨年度3）
- ② 業務改善指示書：7件（紙1、PET2、プラ4；年度を越えた引取、パール廃棄、収率未達、製造・販売期限徒過、指定可燃物届出量超過等：昨年度5）
- ③ 指導票：26件（PET8、プラ18；労働安全衛生事故（18）、支払遅延、製造・販売期限徒過、保管施設内車両事故、報告事項の記載漏れ、誤記、利用事業者管理等：昨年度15）

(3) 不適正行為通報

協会外部から通報専用窓口を通じて不適正行為の情報の告発通報があり、常勤理事会で対応方針を決定し、いずれも適切に対処した。

4件（再生処理事業者1（プラ）、特定事業者3（ただ乗り等）：昨年度1）

(4) 不服申立状況

実績無し（昨年度0）

(5) 再商品化義務の不履行事業者への対応の強化

当協会と再商品化委託契約を締結していながら委託料金未納の大口事業者に対し、顧問弁護士名で支払催告を7件実施し、うち5社より支払いを受けた。残る2社についても支払確保に向け適切に監督していく。

(6) 危機管理体制の維持強化

当協会事務局の業務推進に係る危機管理については、日常的に、担当部署から情報提供などを行いつつ、情報セキュリティシステムの運用と情報漏洩防止対策、コンプライアンスの徹底を図った。また、自然災害や重大な感染症発生時など万一の事態に備えて策定したBCP（事業継続計画）に関しては、事務局員一人一人の意識を高めるため、REINSバックアップシステムへの接続作業などの訓練を継続して行ってきた。

令和5年度のテレワーク勤務制度導入に際しては、リモートでの作業環境の向上とセキュリティ確保を図るため、協会外部から協会内部ネットワークへのアクセス方式をVPN使用のリモートアクセス方式に変更し、協会貸与パソコンの持ち帰りを認めるなどの施策を実施した。

(7) 適切な情報開示によるガバナンスの確保

当協会は、事業活動内容をホームページ、年次レポート等に積極的に開示することで、業務執行の透明性、ガバナンスの適正を確保し、公益財団法人として国民、社会、そしてステークホルダーに対する責任を果たす方針である。

① 令和5年度では、昨年10月に公正取引委員会が「使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書」を発表し、当協会の活動にも言及されていた。当協会は、無用の誤解を招くことのないよう、法令を遵守し適正に業務に取り組んでいる状況、及び当該報告書に示された「提言」に関する見解を公表した。併せて、主務省庁と公正取引委員会の提言を踏まえた対応の方向性を確認するなど、指定法人としての責務を正しく果たすべく努めた。

② 今年1月には京都市及び堺市についてプラスチックの分別基準適合物/分別収集物の品質改善等が図られないため、令和6年度分の引き取り拒否を決定し、不適正行為等に関する情報開示内規に従って公表した。

両市が中間処理を委託している事業者（保管施設）から引き渡されたバールには、未選別バールが多数混入し、係るバール中に含まれていた金属棒等が再商品化事業者の破砕機を損傷したほか、未破袋の他市町村の指定ごみ袋が混入するなど協会が定める引き取り品質ガイドラインを著しく下回る実態と深刻な被害状況が確認された。さらに、バールの引取り運搬事業者を正当な理由なく長時間待機（最長13時間）させる事態も度々発生した。当協会は再三にわたり改善を指導、要請し、時間をかけて経過を注視してきたが、改善の見込みがないと判断されたため、国とも十分協議し、その判断もふまえた上で決定したものである。

4. 再商品化義務不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応

再商品化義務不履行事業者（いわゆる「ただ乗り事業者」（申込み・契約をしながら委託料金未払いの事業者等を含む）の存在は、容リ制度の根本である適正かつ公平な負担を損なうものである。適正に義務を

履行している事業者の容り制度への信頼を低下させることで、ひいては制度の存立そのものを危うくする危険をはらんでいる。当協会は、指導・監督権限を有する主務省と連携しつつ、以下の取組みを継続的に実施した。

なお、令和 5 年度は再商品化義務不履行分の過年度遡及支払いとして 389 社(令和 4 年度は 420 社)から約 5 億 3 千万円 (同約 5 億 4 千万円) を得た。

- ① 国との連携では、主務省の個別訪問のほか、主務省との情報連絡会議 (年 4 回開催) で重要テーマと位置付け、ただ乗り事業者への指導強化と必要に応じた法の厳正な運用を要請。具体的対策の実施について協議した。また、国の要請に基づき特定事業者の申込関連情報等を提出。
- ② 特定事業者に対しては、主務省庁とも連携して特定事業者が比較的多く存在する業種別団体を個別訪問し、加盟各社への啓発活動を依頼。

近年急速に市場を拡大している E コマースのプラットフォームを個別訪問し、出店企業への周知・啓発を依頼。昨年 6 月に、まず 1 社が 5 万店舗に啓発メールを発信。

また、10 月に包装関連のビジネスマッチングの展示会「JAPAN PACK 2023」に初出展。特定事業者に該当する事業者の来場が想定されるため、「ただ乗り事業者対策」をテーマとしたブースを設け、約 370 名の来訪があった。

- ③ 協会内での活動としては、業界団体の名簿や業界紙等を精査し、不履行特定事業者の洗い出しを随時実施。さらに未申込の年度が存在する事業者に対し、文書 (年 2 回) 及び架電 (随時) により再商品化義務の確認と履行を要請。

ホームページを活用し、再商品化義務履行者リスト、及び特定事業者の再商品化委託料金 (実施委託料及び拋出委託料) リスト (同意者に限る) を掲載。消費者や特定事業者による監視等に供した。

- ④ 外部への働きかけとしては、日本商工会議所・全国商工会連合会に依頼し、関連の広報媒体や相談窓口を通じた普及啓発活動を実施。また、「経団連タイムス」にも令和 6 年度度再商品化委託申込みの広告を掲載。

なお、委託料金未納の大口事業者への対応については上記 3 (5) のとおり。

以上

実施委託料

令和5年度再商品化委託料金精算金額計算方法（実施委託料）

1. 特定事業者再商品化実施委託料金総額及び精算金額

(単位：円)

特定分別基準適合物	令和5年度特定事業者 再商品化予定実施委託料金 (精算前) (A)	再商品化実施委託 料金の精算金額 (B)	ご参考 精算率(%) (B/A)
ガラスびん無色	906,494,320円	52,017,885円	5.7%
ガラスびん茶色	964,595,060円	61,269,921円	6.4%
ガラスびんその他の色	2,702,102,360円	602,433,257円	22.3%
PETボトル	3,378,642,239円	298,638,289円	8.8%
紙製容器包装	552,127,703円	175,798,597円	31.8%
プラスチック製容器包装	53,436,327,921円	10,718,310,465円	20.1%
合計	61,940,289,603円	11,908,468,414円	19.2%

※精算率は小数点以下第2位を四捨五入しております。

2. 再商品化実施委託料金精算金額計算方法

(円未満は小数点第1位を切り上げ。ただし精算金額がマイナスの場合は切り捨てとなります。)

・ガラスびん無色	$\frac{52,017,885 \text{ 円}}{906,494,320 \text{ 円}} \times \text{貴社の令和5年度予定実施委託料金}$
・ガラスびん茶色	$\frac{61,269,921 \text{ 円}}{964,595,060 \text{ 円}} \times \text{貴社の令和5年度予定実施委託料金}$
・ガラスびんその他の色	$\frac{602,433,257 \text{ 円}}{2,702,102,360 \text{ 円}} \times \text{貴社の令和5年度予定実施委託料金}$
・PETボトル	$\frac{298,638,289 \text{ 円}}{3,378,642,239 \text{ 円}} \times \text{貴社の令和5年度予定実施委託料金}$
・紙製容器包装	$\frac{175,798,597 \text{ 円}}{552,127,703 \text{ 円}} \times \text{貴社の令和5年度予定実施委託料金}$
・プラスチック製容器包装	$\frac{10,718,310,465 \text{ 円}}{53,436,327,921 \text{ 円}} \times \text{貴社の令和5年度予定実施委託料金}$

<p style="text-align: center;">拋出委託料</p>
--

令和4年度再商品化委託料金精算金額計算方法（拋出委託料）

1. 特定事業者拋出委託料金総額及び精算金額

(単位：円)

特定分別基準適合物	令和4年度特定事業者 予定拋出委託料金 (精算前) (A)	拋出委託料金の 精算金額 (B)	ご参考 精算率(%) (B/A)
ガラスびん無色	0円	0円	0.0%
ガラスびん茶色	0円	0円	0.0%
ガラスびんその他の色	0円	0円	0.0%
P E T ボトル	85,534,929円	15,217,748円	17.8%
紙製容器包装	0円	0円	0.0%
プラスチック製容器包装	0円	0円	0.0%
合計	0円	0円	0.0%

※精算率は小数点以下第2位を四捨五入しております。

2. 拋出委託料金精算金額計算方法

(円未満は小数点第1位を切り上げ。ただし精算金額がマイナスの場合は切り捨てとなります。)

・ガラスびん無色	0円	×	貴社の令和4年度予定拋出委託料金	0円
・ガラスびん茶色	0円	×	貴社の令和4年度予定拋出委託料金	0円
・ガラスびんその他の色	0円	×	貴社の令和4年度予定拋出委託料金	0円
・PETボトル	15,217,748円	×	貴社の令和4年度予定拋出委託料金	85,534,929円
・紙製容器包装	0円	×	貴社の令和4年度予定拋出委託料金	0円
・プラスチック製容器包装	0円	×	貴社の令和4年度予定拋出委託料金	0円

令和6年5月29日

紙容器事業部 令和5年度業務報告

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
紙容器事業部

1. 令和5年度業務の概況

令和5年(暦年)の国内における紙・板紙の生産量は、21,649千トンとなり、前年の23,066千トン比93.9%となった。一方、令和5年(暦年)の古紙の回収量は、17,237千トンと前年の17,886千トン比96.4%となった。

紙製容器包装に関しては、令和5年度の市町村からの引取量は13,898トン(令和4年度は20,146トン)となり、前年度対比で69.0%、契約量14,508トンに対しては95.8%となった。一方、再商品化製品販売量は、13,867トンとなり、令和4年度の19,874トンに比し69.8%となった。

2. 令和5年度の活動

(1) 再生処理事業者の管理・指導

令和5年度においてはコロナ感染症が「5類感染症」に分類され、社会正常化に向けた1年となった。協会としては引き続き感染防止策を取りながら、再生処理事業者の業務が適正・順調になされているか、また、安全作業が適切に行われているかどうかを確認するため、保管施設を兼ねる事業者、契約量の多い事業者など37事業者44施設について現地検査を実施した。検査では、日報等の報告書類と実際のマスフローが整合しているか、消防点検、重機の特定自主点検、トラックスケールの検査証などの法的書類と現場が整合しているか、選別がルールどおりに実施されているか、安全教育や安全衛生推進者の選任有無などのチェックを行った。その結果、概ね適正に再生処理業務が行われていることを確認したが、まだ安全衛生推進者の選任がなされていない事業者が見られ、早急に選任するよう要請した。

併せて、今後の動向が懸念される古紙輸出・古紙需給・古紙価格などの情報入手に努めた。

(2) 登録審査

令和6年度再生処理事業者の登録審査については、49事業者(67施設)から申請を受け、書類審査と現地審査により合否の判定を行った。

審査の結果、49事業者(67施設)全てが合格となった。(詳細については、P7の表-9を参照)

(3) 再商品化製品利用事業者への利用状況調査

再商品化製品の利用に関して、国内古紙流通量が不足気味に推移する中での古紙利用状況や品質はもとより、国際紛争、円安の影響、物流の2024年問題、生産設備の段原紙への転抄など懸念材料が多く、1事業者1工場を訪問して状況把握に努めた。

王子製紙株式会社：苫小牧工場

一方、再商品化製品の販売状況は、国内古紙不足の状況下において製紙原料向け、固形燃料向け、破碎解繊物共に順調で、利用事業者の生産調整が見られる中であっても、製品在庫量は少ない状態で推移した。

(4) 市町村との情報交換

再生処理事業者現地検査・登録現地審査に合わせ、市町村を訪問し情報交換を行った。

① 訪問先は、引取量の多い市町村、全体的に引取量が減少してきている状況下で数量が安定している市町村、その他大規模都市など、6市町村を訪問した。

※ 北広島市、旭川市、盛岡市、仙台市、大和市、相模原市

② 既存契約市町村に対するヒアリングからは減少の背景として、雑紙回収・店頭回収などによる回収方法の多様化、集団回収の活動減少、市民の世代交代や海外からの移住者による分別の不徹底、市町村財政面などの指摘があげられている。

③ 当協会からは、引き続き市民への更なる普及啓発・広報活動の強化を要請した。

(5) 市町村・一部事務組合からの引取り品の品質調査

令和5年度は、引き取りのあった107の保管施設に対し調査を実施した。結果は、以下の表-1の内容となった。

Dランク評価の市町村が1件発生（大雪清掃組合）し、協会として管理者宛に改善要請書を送付した。

（調査結果に関しては、本年4月30日に当協会ホームページで公表した。）

表-1

ランク	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
	保管施設	比率	保管施設	比率	保管施設数	比率
A	106	99%	106	97%	106	100%
B	0	0%	2	2%	0	0%
D	1	1%	1	1%	0	0%
計	107	100%	109	100%	106	100%

3. 令和5年度再商品化事業実績

(1) 市町村からの引取り

令和5年度の市町村からの引取実績量は13,898トで、契約量14,508トンに対し少ない95.8%となった。

令和5年度に契約したのは143市町村（保管施設数は108）で、143市町村（保管施設）からの引取りが行われた。

〈市町村からの引取り〉

表-2

令和5年度 契約量 A	令和5年度 実績量 B	令和4年度 実績量 C	契約量比 (量) B-A	契約量比 (比率) B/A	前年度比 (量) B-C	前年度比 (比率) B/C
14,508 ト	13,898 ト	20,146 ト	-610 ト	95.8%	-6,248 ト	69.0%

(2) 再商品化製品の販売

表-3

	令和5年度 実績量t (比率)	令和4年度 実績量t (比率)	対前年度 実績量比	令和5年度販売先
製紙原料	12,769(92.0%)	18,682(94.0%)	68.3%	製紙会社6社14工場
材料リサイクル	169(1.2%)	175(0.9%)	96.6%	農業協同組合連合会1団体
固形燃料化	930(6.7%)	1,017(5.1%)	91.4%	製紙会社6社8工場、セメント会社1社 1工場、エネルギー供給会社1社1工場
計	13,867(100%)	19,874(100%)	69.8%	

注) 端数の四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

令和5年度の再商品化は、29ジョイントグループ（構成事業者43社：選別27社、材料リサイクル1社、固形燃料化15社）と委託契約を締結し再商品化を実施し、再商品化製品の販売実績は、13,867トとなった。手法毎の販売状況は、製紙原料、材料リサイクル、固形燃料化の3手法ともに引き続き需要は強く、手法毎の比率においては、材料および固形燃料の比率が微増した。

(3) 特定事業者・市町村からの再商品化受託量

表-4

	令和5年度 計画量 A	令和5年度 実績量 B	令和4年度 実績量 C	計画比 B/A	前年度実績比 B/C
特定事業者	18,810ト	21,837ト	35,598ト	116.1%	61.3%
市町村	140ト	134ト	196ト	95.7%	68.4%

※市町村負担比率は、令和5年度1%、令和4年度も1%。

(4) 令和5年度収支

① 紙製容器包装再商品化に係る全収支ベース(消費税込)

表-5-①

	予 算 A	実績 B	差 異 B-A	予算対比B/A
物量 (市町村引取量)	15,000 ト	13,898 ト	-1,102 ト	92.7%
収入計	493,932 千円	669,936 千円	+176,004 千円	135.6%
特定事業者実施委託料	448,867 千円	564,449 千円	+115,582 千円	125.7%
特定事業者拠出委託料	0 円	94 千円	+94 千円	-
市町村実施委託料	3,795 千円	3,384 千円	-411 千円	89.2%
再商品化委託収入(有償)	41,250 千円	101,539 千円	+60,289 千円	246.2%
その他の収入	20 千円	468 千円	+448 千円	-
支出計	493,932 千円	494,137 千円	+205 千円	100.0%
再商品化委託料	107,250 千円	60,354 千円	-46,896 千円	56.3%
市町村合理化拠出金	0 円	0 円	0 円	-
市町村有償拠出金	37,500 千円	93,911 千円	+56,411 千円	250.4%
その他の経費	349,182 千円	339,871 千円	-9,310 千円	97.3%
精算金(収入計-支出計)		175,799 千円		

注) 端数の四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

(予算と実績の主な乖離理由)

- ・ 令和5年度精算対象特定事業者からの再商品化実施委託料は552,128千円(この金額が実施委託料金精算の際の分母となる。)であったが、過年度遡及分の収入があったため、特定事業者実施委託料は564,449千円となった。
- ・ 予算策定時に18,810トと予測した特定事業者申込み量が、実績では21,837トと当初計画比116.1%に増加したため、特定事業者の実施委託料収入は約116百万円の増加となった。市町村実施委託料は、予算策定時15,000トで見込んだ引取量が、13,898トと減少したことにより微減となった。
- ・ 再商品化委託収入(有償)は、コロナ感染症の動向や物流費の高騰などを勘案し、有償落札単価を-5,000円/トで計画したが、入札で-9,797円/トと大きく下回ったこと、計画時に50%と想定した有償比率がおおよそ119%に高まったことにより約60百万円の収入増となった。(なお、この収入は、消費税相当額を控除後、当該市町村へ拠出された。)
- ・ 支出面では、再商品化事業者へ支払う再商品化委託料が予算を約47百万円下回った。これは、市町村からの引取量が予算策定時の計画量に対し減少したこと、更に有償落札が計画量に対し増加したことにより逆有償の引取量が減少し、これに伴い再商品化委託料も減少した。
- ・ 経費関係では、システム改善費などが予算を上回ったが、WEB併用による各種説明会費、商工会議所委託費、研修費、印刷費等の経費が予算を下回ったことで当初計画よりも小さい額で収まった。
- ・ 以上のような当初予算との乖離により、紙製容器包装の全体収支では175百万円の精算金が発生した。

② 再商品化実施委託料金収支ベース(消費税込)

表-5-②

	予 算 A	実績 B	差 異 B-A	予算対比B/A
物量 (市町村引取量)	15,000 ト	13,898 ト	-1,102 ト	92.7%
収入計	493,932 千円	669,936 千円	+176,004 千円	135.6%
特定事業者実施委託料	448,867 千円	※564,449 千円	+115,582 千円	125.7%
市町村実施委託料	3,795 千円	3,384 千円	-411 千円	89.2%
再商品化委託収入 (有償)	41,250 千円	101,539 千円	+60,289 千円	246.2%
その他の収入	20 千円	468 千円	+448 千円	—
支出計	493,932 千円	494,137 千円	+205 千円	100.0%
再商品化委託料	107,250 千円	60,354 千円	-46,896 千円	56.3%
市町村有償拠出金	37,500 千円	93,911 千円	+56,411 千円	250.4%
その他の経費	349,182 千円	339,871 千円	-9,310 千円	97.3%
精算金 (収入計-支出計)		175,799 千円	精算率 31.8%	

注) 端数の四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

※特定事業者実施委託料は 564,449 千円であるが、うち精算対象特定事業者からの委託料は 552,128 千円である。

- ・ 精算率 31.8% = 精算金 175,799 千円 / 精算対象特定事業者実施委託料 552,128 千円

③ 拠出委託料金収支ベース(消費税込)

表-5-③

	予 算 A	実績 B	差 異 B-A	予算対比B/A
収入計	0 円	94 千円	+94 千円	—
特定事業者拠出委託料	0 円	※ 94 千円	+94 千円	—
支出計	0 円	0 円	0 円	—
市町村合理化拠出金	0 円	0 円	0 円	—
精算金 (収入計-支出計)		94 千円	精算率 0%	

注) 端数の四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

※特定事業者拠出委託料は 94 千円であるが、うち精算対象特定事業者からの委託料は 0 円である。

- ・ 市町村に対しては、消費税相当額を控除して拠出している。
- ・ 精算率 0% = 精算金 94 千円 / 精算対象特定事業者拠出委託料 0 円

ご参考（経費率などの推移）

表－6

	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績
総支出	494,137千円	474,814千円	459,785千円
再商品化委託料	60,354千円	57,071千円	64,436千円
市町村合理化拠出金	0円	0円	0円
市町村有償拠出金	93,911千円	98,957千円	57,347千円
その他の経費	339,871千円	318,786千円	338,002千円
経費率	68.8%	67.1%	73.5%

注) 端数の四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

4. 令和6年度に向けた準備業務

(1) 令和6年度再商品化実施委託単価・令和5年度拠出委託単価

昨年10月12日開催の令和5年度第2回事業委員会において、令和6年度再商品化実施委託単価ならびに令和5年度拠出委託単価は以下のとおり決定した。

令和6年度再商品化実施委託単価（消費税抜）・・・25,000円/㍶

令和5年度拠出委託単価（消費税抜）・・・・・・・・・・0円/㍶

- ・ 年度別実施委託単価（税抜）・拠出委託単価（税抜）は、表－7のとおりである。

表－7

年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
実施委託単価（円/㍶）	25,000	23,000	14,000	16,000
拠出委託単価（円/㍶）	-	0	0	0

(2) 令和6年度市町村申込み状況

令和6年度の市町村からの紙製容器包装再商品化申込量は14,069㍶となり、令和5年度の申込量14,508㍶との比較では-439㍶の減少で、比率では前年度比97.0%となった。

また、令和6年度に当協会に再商品化申込みを行った市町村数は141であった。

表－8

	令和6年度 A	令和5年度 B	前年度比（量） A-B	前年度比（比率） A/B
市町村申込量	14,069㍶	14,508㍶	-439㍶	97.0%
申込み市町村数	141	143	-2	98.6%

※令和6年度新規申込市町村：なし

(3) 令和6年度再生処理事業者登録審査・入札選定

① 登録審査

令和6年度再生処理事業者登録審査は、書類審査・現地審査により実施した。書類審査では、施設、人員、財政的基礎等の適正さを判断し、現地審査では法的な届け出書類の原本確認や登録書類と現地施設の整合性の確認、再生処理能力の確認などを行った。

審査結果は、表-9のとおりとなった。

表-9

	申請		登録		合格率(%)	
	事業者数	施設数	事業者数	施設数	事業者数	施設数
選別	31	47	31	47	100	100
材料	1	1	1	1	100	100
固形燃料化	17	19	17	19	100	100
計	49	67	49	67	100	100

- ・令和6年度の申請は、49事業者67施設であり、それに対する登録(=合格)は、49事業者67施設となり、全ての事業者、施設が合格となった。
- ・登録施設の再商品化能力は、選別約96千ト、固形燃料化約51千トとなっており、市町村からの引取り予定量14,069トを大幅に上回っている。

② 入札選定

入札選定の結果は、表-10のとおりとなった。

表-10

	令和6年度	令和5年度	前年度比(%)
市町村数	141	143	98.6
保管施設数	107	110	97.3
入札対象保管施設数	89	91	97.8
入札札数(入札倍数)	200(2.25倍)	211(2.32倍)	94.8(97.0)
入札対象量(市町村申込量)	14,069ト	14,508ト	97.0
入札量(重量倍数)	43,536ト(3.09倍)	46,277ト(3.19倍)	94.1(96.9)
入札参加ジョイントグループ数	32	36	88.9
落札ジョイントグループ数	29	29	100.0
入札参加事業者数	45	49	91.8
落札事業者数	42	43	97.7
落札加重平均単価(税抜)	-3368円/ト	-2,485円/ト	-

(4) 落札単価（消費税抜き）・落札数量

①落札単価

(単位:円/トン) 表-11-①

	令和6年度	令和5年度	増減	前年度比 (%)
落札単価	-3,368	-2,485	-883	136
逆有償分	13,136	13,886	-750	95
有償分	-10,295	-9,797	-498	105
最高落札単価	280,000	280,000	0	100
最低落札単価	-16,750	-17,400	650	96

※落札単価は消費税及び地方消費税を含まず

※最高落札単価は、福島県檜枝岐村(2.0トン)

②落札数量

(単位:トン) 表-11-②

	令和6年度	令和5年度	増減	前年度比 (%)
落札総量	14,069	14,508	-439	97
逆有償分	4,159	4,479	-320	93
有償分	9,910	10,029	-119	99
有償比率 (%)	70	69	1	101

(特記事項) ※価格は消費税抜

- ① 落札加重平均単価は、令和5年度の-2,485円/トンから-3,368円/トンへ883円有償に振れた。
- ② 有償入札は、全89保管施設中32保管施設となった。(全保管施設の36%)
※令和5年度の有償入札は、全91保管施設中32保管施設であった。(全保管施設の35.2%)
- ③ 有償入札による落札量は、9,910トン(全落札量14,069トンの70.4%)であり、有償落札平均単価は、-10,295円/トンとなった。
※令和5年度の有償入札による落札量は、10,029トン(全落札量14,508トンの69.1%)であり、有償落札平均単価は、-9,797円/トンであった。
- ④ 有償入札による再商品化事業者からの委託収入は約102百万円と見込まれ、消費税相当額控除後の金額が有償で落札した保管施設の市町村に拠出される。

なお、保管施設毎の落札結果は、4月8日に当協会HPで公表した。

(ご参考) 地域別落札状況

※単価は消費税抜

表-12

	地域	保管施設数	うち有償落札 保管施設	※落札量 (t)	R6 落札加重平均 単価 (円)	(ご参考) R5 落札 加重平均単価 (円)
1	北海道	25	1	3,664.4	5,174	5,027
2	東北	8	3	399.5	11,012	11,706
3	関東	10	7	5,465.2	-12,603	-11,849
4	北陸	9	9	1,792.2	-7,951	-7,965
5	中部	17	8	1,561.6	3,563	7,986
6	近畿	3	1	275.6	9,597	23,387
7	中国	7	3	530.9	-936	-1,024
8	四国	1	0	21.0	50,000	5,900
9	九州	9	0	359.0	10,105	9,935
	合計	89	32	14,069.4	-3,368	-2,485

※落札量はトン未満を四捨五入しております。

令和6年5月29日

令和6年度紙容器事業部活動計画

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
紙容器事業部

1. 事業を取り巻く状況

- (1) 令和5年度における市町村との紙製容器包装引取契約量は14,508トであったが、市町村からの紙製容器包装引取量は、13,898トとなった。これは、前年度の引取実績量20,146ト比、量的には6,248ト、比率では31.0%の大幅減となった。一方、令和6年度の市町村申込量は、14,069トとなり、令和5年度市町村申込量14,508トとの対比では-439ト、比率では3%の減少となった。令和5年度引取り実績量比でも-171ト、比率では98.8%の微減となっている。
- (2) 日本製紙連合会の公表データによると、令和5年における国内の紙・板紙の生産量は、21,649千トとなり、前年の23,066千ト比6.1%の減少となった。なお、同連合会による令和6年の紙・板紙の内需は、前年比3.1%の減少と見込んでいる。
- (3) (公財)古紙再生促進センターの公表データによると、令和5年の古紙の回収量は17,237千トとなり、前年の回収量17,886千ト比96.4%の水準となった。
- (4) 紙製容器包装の利用状況は、製紙原料としての品質の安定性が評価され引き続き高い需要がある。長引くドル高円安状況の下、材料リサイクルとしての古紙破碎解繊物(家畜の敷き料)、固形燃料も同様にニーズは高い状況となっているが、長引く米中経済摩擦などに伴う世界的古紙不足など、令和6年度の容リ古紙の入札は引き続き強い不透明感の中での実施となった。
- (5) このような環境のもとで実施した令和6年度再商品化事業者の入札において、落札加重平均単価は有償の-3,368円/ト(消費税抜)となり、令和5年度の有償の-2,485円/ト(消費税抜)比、883円/ト安くなった。今後の米中経済摩擦、ドル高円安等々の動向、さらには長期化する国際紛争など令和7年度の入札への影響が懸念される。
- (6) 令和6年度入札に対する落札事業者数は、42社(選別26社、材料リサイクル1社、固形燃料化15社)となり、令和5年度の落札事業者数43社(選別27社、材料リサイクル1社、固形燃料化15社)から選別が1社減少した。
- (7) 入札に先立って実施した令和6年度再商品化事業者登録申請では、登録申請事業者数は49社(選別31社、材料リサイクル1社、固形燃料化17社)であり、これは令和5年度の52社(選別35社、材料リサイクル1社、固形燃料化16社)から、選別が4社減少し、固形が1社増加する結果となった。なお、登録申請のあった全ての事業者が合格となった。

2. 令和6年度活動計画

(1) 再生処理事業者への選別・安全操業の指導

紙製容器包装再商品化製品の品質の安定性に関しては、製紙会社等利用事業者から高い評価を得ており、今年度も引き続き、高い品質評価を維持できるように再生処理事業者への選別指導に注力する。また、安定して事業を継続していけるように安全・衛生・防火対策の指導に引き続き取り組む。

加えて、いわゆる2024年問題として、運搬事業者やドライバーの確保が難しくなることが想定される。それに伴い、引取りの遅れ、過積載、登録以外の運搬事業者の利用等のトラブル、不適正行為が発生する可能性がある。従来以上に現地検査、説明会での事業者への指導やトラックスケール伝票等による点検確認で発生防止に取り組む。

(2) 紙製容器包装分別基準の徹底

令和5年度の品質調査結果は107保管施設のうちAランク評価106件、Bランク評価0件、Dランク評価1件となり、前年同様Dランク評価が1件発生した。引き続き、Dランク評価0件を目指し、中間処理を行っている市町村に対し、市民への啓発・広報活動など更なる品質向上への協力を求める。

(3) 紙製容器包装リサイクル推進協議会との連携

令和5年度の市町村の紙製容器包装の回収量は減少した。回収量に影響を与える要因としては、特定事業者の3Rの取り組みなどポジティブな要因と、市民の分別排出が徐々に損なわれてきているなどのネガティブな要因があり、これら両面的な要因に対応するためには、特定事業者の取り組み支援、市民への啓蒙活動などの取り組みが求められることから、引き続き紙製容器包装リサイクル推進協議会と連携を強化する。

(4) 市町村との情報交換等

①市町村を訪問してご意見を聴取する中で、分別排出に関して、住民の高齢化と世代交代で分別排出が甘くなり紙製容器包装が燃えるごみとして処理されているケースもあるのではないかとの見方が強い。

今後の紙製容器包装回収に関する糧とするため、本年度も既存契約市町村のみならず契約していない大規模自治体を訪問し、回収量増減の背景・要因や今後の動向などの状況把握に努める。また、回収量が増加している市町村の好事例等を紹介するなど、分別排出の啓発・広報活動の強化を申し入れていく。

②紙製容器包装では、市町村による再生処理事業者への「現地確認」を平成24年度より制度化したが、今後も当制度の積極的利用を市町村に要請し、再商品化透明性の向上に努める。

(5) 再生処理事業者ならびに再商品化製品利用事業者からの情報の入手

米中貿易摩擦の動向、ドル高円安の動向、国際紛争、物流2024年問題など、古紙を取り巻く環境には不透明感が漂っている。これらは、令和7年度の紙製容器包装の入札においても大きな影響をもたらす可能性がある。そのような中で精度の高い事業活動を行うために、日本製紙連合会、(公財)古紙再生促進センター、製紙会社、再生処理事業者など関係者から最新の情報収集に努める。

以上